

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に
関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要内容	一
三	協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）は、大正十三年（千九百二十四年）に国際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル爲ノ国際協定に基づいてパリに設立された国際機関であり、家畜疾病に関する研究及び調査の促進、疾病の発生及び撲滅に関する情報の収集及び各国への通報並びに動物及び動物由来製品の国際貿易に関する衛生基準の策定等をその主な活動として行っている。現在、百八十二箇国及び地域が加盟しており、我が国は、昭和五年（千九百三十年）にOIEに加盟した。平成二年（千九百九十年）の第五十八回OIE総会において、東京に国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所（以下「事務所」という。）を設置する決議が採択されたことを受け、平成四年（千九百九十二年）に事務所が東京に設置された。我が国は、事務所の設置国として、事務所に対してその活動に必要な特権及び免除等を付与し、事務所の活動の円滑化を図るため、事務所の特権及び免除に関するOIEとの間の協定の締結に向けた交渉を行った。その結果、協定案文についてOIEとの間で調整が整ったため、令和元年（二千十九年）十二月二十日、日本側在フランス阿部臨時代理大使とOIE側エロワ事務局長との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、我が国とOIEとの間で事務所及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものである。この協定の締結によって、我が国が事務所の設置国として、事務所の活動の円滑化を図ることは、家畜疾病の我が国への侵入リスクの低減や、畜産物の輸出入環境の整備等に寄与するほか、食料の安定供給を確保する上で重要である。また、この協定の締結は、我が国とOIEとの間の協力関係の強化にも資するものである。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十七箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

1 事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有することを定める（第二条）。

2 事務所の文書は、不可侵とすることを定める（第三条）。

- 3 事務所の施設は、不可侵とすること等を定める（第四条）。
- 4 日本国政府（以下「政府」という。）は、事務所と協議して、必要な公益事業及び公共サービスが施設に提供され、並びにその公益事業及び公共サービスが衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払うこと等を定める（第五条）。
- 5 事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有すること、事務所の財産及び資産は、事務所の公的活動の範囲内で、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、搜索、押収、没収、差押え、収用及び他のあらゆる形式の干渉を免除されること等を定める（第六条）。
- 6 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除されること、事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること等を定める（第七条1）。
- 7 事務所は、消費税並びに動産及び不動産の売買に対する税であつてその価格の一部を成すものの免除を要求しないこと、政府は、事務所が事務所の公的活動のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入に関してこれらの税を課し、又は課することができる場合には、できる限り税額の減免又は還付のために適当な行政上の措置をとるものとすることを定める（第七条2）。
- 8 事務所は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができることを定める（第八条）。
- 9 事務所又は事務所の職員宛ての全ての公用通信及び事務所が発出する全ての公用通信については、伝達的手段又は形態のいかんを問わず、検閲及び他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはならないこと等を定める（第九条）。
- 10 事務所の職員は、公的な立場で事務所の職員が行つた口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（事務所の職員が犯した自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続及び事務所の職員が所有し、若しくは運転し、又は事務所の職員のために運行される自動車によって引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除、OIEが支払った給料及び手当に対する課税の免除、自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除、自己及び被扶養者に関して、国際的危機の場合における帰国の便益であつて外交官に与えられるものと同一のもの、日本国で最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品

を輸入する権利、自己及び被扶養者に関する国民的服役義務の免除を享有すること等を定める（第十条）。

11 事務所は、事務所の職員の任命が行われたときは、当該事務所の職員の氏名等を、個別にかつ遅滞なく、政府に通告すること、政府は、当該通告を受けたときは、事務所の職員に任命された者に対し、身分証明書を交付すること等を定める（第十一条）。

12 この協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのない事務所の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられること、事務局長は、OIEの規則に従って特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとること並びに特権又は免除の濫用が発生したと政府が認める場合には、要請により、その濫用が発生したかどうかを決定するために政府と協議すること等を定める（第十二条）。

13 事務局長は、この協定によって与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであると認める場合において、事務所の利益を害することなく当該免除を放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有することを定める（第十三条）。

14 事務所は、日本国において契約を締結する場合には、当該契約の他の当事者の要請により、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれかの当事者の要請によって私法上の仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項を含めるものとする、事務所は、私法的性格を有する紛争の適当な解決方法について定めるものとする、OIEは、事務所の職員の雇用契約に関する紛争及びこの協定によって免除を享有する事務所の職員に係る紛争の適当な解決方法について定めるものとする、この協定の解釈又は適用に関し、政府とOIEとの間の紛争又は政府とOIEとの間の関係に影響を及ぼす問題であつて、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、一定の手続を経て仲裁廷に付託すること、仲裁廷の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及びOIEを拘束すること等を定める（第十四条）。

15 事務局長は、常に裁判の正当な実施を容易にし、警察、火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他類似の法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除の濫用を防止するため、日本国の関係当局と常に協力するものとする、この協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、当該特権及び免除を享有する全ての者の義務である、この協定のいかなる規定も、安全保障のために全ての予防措置をとる政府の権利に影響を及ぼすものではないことを定める（第十五条）。

16 この協定の改正に関する協議は、政府又はO I Eのいずれか一方の要請によって行われ、いかなる改正も、相互の合意によって行われることを定める（第十六条）。

17 この協定の効力発生及び終了について定める（第十七条）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。